

第46期定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション

上記の事項は、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供の電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	513,680	463,680	2,126,991	△200,086	2,904,265
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△124,250		△124,250
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			473,040		473,040
株式給付信託に対する自己株式の 処		△79,881		79,881	－
利益剰余金から資本剰余金への 振		79,881	△79,881		－
株主資本以外の項目の当連結会計 年 度 変 動 額 (純 額)					－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	268,908	79,881	348,789
当 期 末 残 高	513,680	463,680	2,395,899	△120,205	3,253,054

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	53,841	53,841	2,958,106
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△124,250
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			473,040
株式給付信託に対する自己株式の 処			－
利益剰余金から資本剰余金への 振			－
株主資本以外の項目の当連結会計 年 度 変 動 額 (純 額)	△8,478	△8,478	△8,478
当 期 変 動 額 合 計	△8,478	△8,478	340,310
当 期 末 残 高	45,362	45,362	3,298,417

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社に関する事項

連結子会社の数	2社
主要な連結子会社の名称	(株)ニューフォリア（2025年2月28日清算終了） (株)ジャム・コミュニケーションズ

② 非連結子会社に関する事項

主要な非連結子会社の名称	大連愛都碼科技有限公司
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、小規模会社で、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社は、当期純利益及び利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 重要な会計方針に関する事項

[重要な資産の評価基準及び評価方法]

① 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金	移動平均法による原価法
その他有価証券	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
なお、投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

② 棚卸資産

当社及び連結子会社	主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
-----------	---

[重要な減価償却資産の減価償却の方法]

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用目的のソフトウェア… 5年（社内における利用可能期間）

市場販売目的のソフトウェア… 3年

[重要な引当金の計上基準]

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

[収益及び費用の計上基準]

当社グループは、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを事業とし、これらのサービスについては、成果物が顧客に検収された時点において履行義務が充足されると判断していることから、通常は成果物が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

システム開発や受託開発については、開発中のシステムを他の顧客又は他の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払いを受ける権利を有します。そのため、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しており、履行義務の充足に係る進捗度を見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合等は、顧客の検収を受けた時点において収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。取引の対価は、履行義務充足後、おおむね3ヵ月以内に回収しており、重大な金利要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを展開しております。

2025年3月期は、流通小売業各社では、経済活動面において新型コロナウイルス感染症の影響は特段考慮する必要がない程度に小さなものとなった一方、コメの高騰を始め物価の上昇が継続していることや、世界情勢について、特に米国において第2次トランプ政権により自国優先主義政策が採られ、従前からの金利差による為替相場の変動に加え、関税政策等による輸出入企業への大きな影響が生ずるとの懸念があり、実質賃金の上昇がなければ、個人消費にマイナスの影響（買い控え）が生ずることへの対応として、流通小売企業のコスト削減や省力化・省人化・新しい購買体験のためのリテールメディアへの取組など、変化した消費者行動を捉え、多様化する販売促進手法に対応するまでの間、当社の売上高、営業利益等は減少する可能性があります。

当社では、物価の上昇やコスト見直しによる影響について、主に次のような仮定を置いております。なお、以下の記載は、現在の状況及び入手可能な情報に基づき合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、これらの予測には不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

・ 広告市場

2026年3月期以降は、流通小売業界においてリテールメディアの重要性の認知がさらに進むと考えられる。この分野の成長が店舗内外においてもたらす「顧客体験の向上」と「マーケティング戦略の進化」を、弊社の販売促進支援サービスの機会の増大として捉え、従来の統合型販売促進支援に加え、注力分野である「オールメディアプロモーション」サービスの事業開発と更なる成長に取り組む。

国際情勢として、2国間の不均衡を是正するための関税や金利差による為替相場の変動による物価高が継続することに留意する必要がある。

営業活動の面からは、「オールメディアプロモーション」である電子棚札営業が2025年3月期において一定の成果に繋がる結果となったことを踏まえ、2026年3月期以降も2025年3月期水準の状況が続くと見込む。

・ システム開発、ITサービス市場

流通小売業界におけるIT化、DX化による企業ニーズがさらに高まっており、2026年3月期以降はより旺盛なシステム開発ニーズがあると見込む。

営業活動の面については、広告市場と同様と見込む。

株式会社ニューフォリアの事業全部譲渡と会社清算により、システム開発については外注(開発・営業)等を考慮に入れて機動的に対応してゆく。

上記の仮定を踏まえ、会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) ソフトウェア

①連結計算書類に計上した金額 30,434千円

ソフトウェアについては、当社は、自社利用のソフトウェアについて、ソフトウェアの利用により将来の収益獲得が確実と認められるという要件が満たされるか否かを判断し、無形固定資産として計上しています。

当社は、ソフトウェアの評価に当たり、ソフトウェアに関連する顧客へのサービスの性質ごとに資産のグルーピングを行っております。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

減損の兆候を把握するに当たっては、取得時に見込んだ損益見通しの達成状況や、翌期以降の受注見込みによる売上高への影響を考慮した将来計画をもとに減損の兆候の有無を判定しております。また、減損の兆候がある場合には、ソフトウェアの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローを利用して減損損失の認識を判定しております。さらに、減損損失の測定においては、正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額を回収可能価額として、固定資産の帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上しております。使用価値は将来計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの現在価値として算定しております。

(2) 投資有価証券の評価

①連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 208,658千円

投資有価証券（投資事業組合への出資金） 59,637千円

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されている投資有価証券のうち、非上場株式及び投資事業有限責任組合出資については、市場価格のない有価証券のため、当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額の算定において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定が重要であると考えております。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

市場価格が存在しない非上場株式等については、投資先から入手しうる最新の計算書類に基づく1株当たり純資産額等を基礎に、当該会社が便益を享受するために支配している経済的資源や超過収益力等を反映した実質価額を算定し、実質価額が著しく低下した場合には評価損を計上しております。この実質価額について、将来の不確実な企業環境等の変動により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降において減損処理を行う可能性があります。なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じ、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

(3) 繰延税金資産

①連結計算書類に計上した金額 204,381千円 （繰延税金負債控除前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、将来計画等に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び一時差異等のスケジュールリング結果により判断しております。

4. 追加情報

(株式給付信託 (J-ESOP))

当社は、2025年3月3日開催の取締役会決議に基づき、当社グループの業績拡大と企業価値向上によるメリットを、従業員の処遇とより一層直結するために、当社従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度の導入に際し、「株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しました。

本制度は、「株式給付規程」に基づき、従業員に対しポイントを付与し、そのポイントに応じて従業員に株式を給付する仕組みです。

本制度に係る会計処理については、企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告30号 2015年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は当連結会計年度末99,792千円及び396,000株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	306,175千円
----------------	-----------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	普通株式 13,520,000株
------------------------	------------------

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年 6月27日 定時株主総会	普通株式	58,855千円	4円50銭	2024年 3月31日	2024年 6月28日
2024年 11月14日 取締役会	普通株式	65,395千円	5円00銭	2024年 9月30日	2024年 12月6日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月26日開催の第46回定時株主総会において議案として付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年 6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	134,750千円	10円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(注) 2025年6月26日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式396,000株に対する配当金3,960千円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、長期借入金については、原則として固定金利契約とすることにより、金利変動リスクに対処しております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動をヘッジするために利用し、投機目的の取引は行わない方針としております。デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従って行っており、またデリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために信用度の高い銀行のみを取引相手としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「④投資有価証券」に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 受取手形	3,476	3,476	
② 売掛金	502,205	502,205	－
③ 金銭の信託	300,000	300,000	－
④ 投資有価証券	232,825	232,825	－
⑤ 電子記録債務	296,984	296,984	－
⑥ 買掛金	259,501	259,501	－
⑦ 未払金	44,438	44,438	－
⑧ 長期借入金	500,000	499,558	△441

*長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①受取手形、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③金銭の信託

これらは短期的な資金運用として保有する安全性の高い合同運用指定金銭信託であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。

⑤電子記録債務、⑥買掛金、⑦未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等は「④投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（非上場株式）	208,658
投資有価証券（投資事業組合等への出資金）	59,637
関係会社株式	14,909
関係会社出資金	3,762

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、市場価格のない株式等として、時価開示の対象とはしておりません。

また、「投資有価証券（投資事業組合等への出資金）」については時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-16項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項を注記しておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	232,825	—	—	232,825

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	－	3,476	－	3,476
売掛金	－	502,205	－	502,205
金銭の信託	－	300,000	－	300,000
電子記録債務	－	296,984	－	296,984
買掛金	－	259,501	－	259,501
未払金	－	44,438	－	44,438
長期借入金	－	499,558	－	499,558

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	統合型販促支援	
広告関係売上	5,474,636	5,474,636
システム開発・保守関係売上	111,704	111,704
顧客との契約から生じる収益	5,586,340	5,586,340
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	5,586,340	5,586,340

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを事業とし、これらのサービスについては、成果物が顧客に検収された時点において履行義務が充足されると判断していることから、通常は成果物が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価額

当初に予定される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 252円 19銭

(2) 1株当たり当期純利益 36円 16銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度 396,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度 396,000株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(連結子会社の清算終了)

2024年10月31日開催の取締役会において解散及び清算を決議し、清算中でありました当社の連結子会社である株式会社ニューフォリアは2025年2月28日付で清算終了いたしました。

(1) 解散及び清算の理由

当社グループは、近年の消費者行動のデジタル化や広告媒体の多様化を受け、『デジタル分野での圧倒的な広告力』を目指し、その取組の一環として最先端のWeb技術やIoT/AI技術を用いたシステム開発・提供に強みを持つ当該連結子会社を取得し、可能な限り協業の拡大に努め、当該連結子会社の事業領域であるWEBアプリケーション開発等と当社グループの事業領域である流通小売業を対象とした販売促進支援とのシナジーを追求し、当初は一定の成果を獲得いたしました。

しかしながら、コロナ禍におけるユーザー企業の需要の変化等による業績低迷が続き、対策を進めてきましたが、収益改善に至りませんでした。そこで、当社グループの強みである流通小売業を対象とした販売促進支援のデジタルシフトに経営資源の選択と集中を図るため、事業の全部を譲渡した上で解散し、清算することといたしました。

(2) 当該連結子会社の概要

(1)名称	株式会社ニューフォリア
(2)所在地	東京都渋谷区東一丁目26番30号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 多田周平
(4)事業内容	・WEBアプリケーション開発、システムインテグレーションの提供 ・アプリ開発、IoTソリューションの提供 ・コンテンツ運用、サーバー構築・保守・管理 ・アプリ開発支援プラットフォーム「アプリカン」の提供 ・電子スタンプソリューションの提供 ・デジタルサイネージ向けコンテンツ開発及びコンサルティングの提供 ・デジタルサイネージコンテンツプラットフォーム「infoPlug」提供
(5)資本金	5,000万円
(6)設立年月日	2008年5月14日
(7)大株主及び持株比率	株式会社アイドママーケティングコミュニケーション 100%

(3) 清算終了日

2025年2月28日

(4) 当該解散及び清算による損益への影響

個別注記表の「関連当事者との取引に関する注記 取引条件及び取引条件の決定方針等（注2）」に記載のとおりです。

(5) 当該解散及び清算による営業活動等への影響

当該解散及び清算に伴う当社グループへの営業活動等への影響はありません。

（注）本連結注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	513,680	463,680	－	463,680	12,500	2,059,465	2,071,965	△200,086	2,849,239
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△124,250	△124,250		△124,250
当 期 純 利 益						455,838	455,838		455,838
株式給付信託に対する自己株式の処分			△79,881	△79,881				79,881	－
利益剰余金から資本剰余金への振替			79,881	79,881		△79,881	△79,881		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－			－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	251,706	251,706	79,881	331,587
当 期 末 残 高	513,680	463,680	－	463,680	12,500	2,311,171	2,323,671	△120,205	3,180,826

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	53,841	53,841	2,903,080
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△124,250
当 期 純 利 益			455,838
株式給付信託に対する自己株式の処分			－
利益剰余金から資本剰余金への振替			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,478	△8,478	△8,478
当期変動額合計	△8,478	△8,478	323,108
当 期 末 残 高	45,362	45,362	3,226,189

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式及び関係会社出資金 移動平均法による原価法

②その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資金は、投資事業組合財産の持分相当額を投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しております。投資事業組合への出資金額を「投資有価証券」に計上し、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、投資事業組合からの配当については、「投資有価証券」を減額させております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①原材料

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②仕掛品

主として個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを事業とし、これらのサービスについては、成果物が顧客に検収された時点において履行義務が充足されると判断していることから、通常は成果物が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。取引の対価は、履行義務充足後、おおむね3ヵ月以内に回収しており、重大な金利要素は含まれておりません。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

当社は、主としてスーパーマーケットやドラッグストア等の流通小売業への販売促進支援サービスを展開しております。

2025年3月期は、流通小売業各社では、経済活動面において新型コロナウイルス感染症の影響は特段考慮する必要がない程度に小さなものとなった一方、コメの高騰を始め物価の上昇が継続していることや、世界情勢について、特に米国において第2次トランプ政権により自国優先主義政策が採られ、従前からの金利差による為替相場の変動に加え、関税政策等による輸出入企業への大きな影響が生ずるとの懸念があり、実質賃金の上昇がなければ、個人消費にマイナスの影響（買い控え）が生ずることへの対応として、流通小売企業のコスト削減や省力化・省人化・新しい購買体験のためのリテールメディアへの取組など、変化した消費者行動を捉え、多様化する販売促進手法に対応するまでの間、当社の売上高、営業利益等は減少する可能性があります。

当社では、物価の上昇やコスト見直しによる影響について、主に次のような仮定を置いております。なお、以下の記載は、現在の状況及び入手可能な情報に基づき合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、これらの予測には不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

・ 広告市場

2026年3月期以降は、流通小売業界においてリテールメディアの重要性の認知がさらに進むと考えられる。この分野の成長が店舗内外においてもたらす「顧客体験の向上」と「マーケティング戦略の進化」を、弊社の販売促進支援サービスの機会の増大として捉え、従来の統合型販売促進支援に加え、注力分野である「オールメディアプロモーション」サービスの事業開発と更なる成長に取り組む。

国際情勢として、2国間の不均衡を是正するための関税や金利差による為替相場の変動による物価高が継続することに留意する必要がある。

営業活動の面からは、「オールメディアプロモーション」である電子棚札営業が2025年3月期において一定の成果に繋がる結果となったことを踏まえ、2026年3月期以降も2025年3月期水準の状況が続くと見込む。

・システム開発、ITサービス市場

流通小売業界におけるIT化、DX化による企業ニーズがさらに高まっており、2026年3月期以降はより旺盛なシステム開発ニーズがあると見込む。

営業活動の面については、広告市場と同様と見込む。

株式会社ニューフォリアの事業全部譲渡と会社清算により、システム開発については外注(開発・営業)等を考慮に入れて機動的に対応してゆく。

上記の仮定を踏まえ、会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1.関係会社への投融資の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式	172,448千円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

関係会社株式については、発行会社の財政状態が著しく悪化したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当な減額を行っております。

2.ソフトウェア

(1) 計算書類に計上した金額

32,541千円

ソフトウェアについては、当社は、自社利用のソフトウェアについて、ソフトウェアの利用により将来の収益獲得が確実と認められるという要件が満たされるか否かを判断し、無形固定資産として計上しています。

当社は、ソフトウェアの評価に当たり、ソフトウェアに関連する顧客へのサービスの性質ごとに資産のグループリングを行っております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

減損の兆候を把握するに当たっては、取得時に見込んだ損益見通しの達成状況や、翌期以降の受注見込みによる売上高への影響を考慮した将来計画をもとに減損の兆候の有無を判定しております。また、減損の兆候がある場合には、ソフトウェアの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローを利用して減損損失の認識を判定しております。さらに、減損損失の測定においては、正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額を回収可能価額として、固定資産の帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上しております。使用価値は将来計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの現在価値として算定しております。

3.投資有価証券の評価

(1) 計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 208,658千円

投資有価証券（投資事業組合への出資金） 59,637千円

当事業年度末の貸借対照表に計上されている投資有価証券のうち、非上場株式及び投資事業有限責任組合出資については、市場価格のない有価証券のため、当事業年度末における貸借対照表計上額の算定において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定が重要であると考えております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

市場価格が存在しない非上場株式等については、投資先から入手しうる最新の計算書類に基づく1株当たり純資産額等を基礎に、当該会社が便益を享受するために支配している経済的資源や超過収益力等を反映した実質価額を算定し、実質価額が著しく低下した場合には評価損を計上しております。この実質価額について、将来の不確実な企業環境等の変動により見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降において減損処理を行う可能性があります。なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

4.繰延税金資産

(1) 計算書類に計上した金額 203,729千円 （繰延税金負債控除前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、将来計画等に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び一時差異等のスケジュールリング結果により判断しております。

追加情報

(株式給付信託 (J-ESOP))

「連結計算書類 連結注記表 4. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

295,123 千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債務

4,228 千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

51,264 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

440,991 株

なお、上記株式数には、株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式（396,000株）が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税等、未払費用、関係会社出資金、固定資産、繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科 目	期末 残高
子会社	大連愛都碼 科技有限公司	所有 直接 100.00%	役員の兼任	業務委託 (注 1)	29,593	未払金	1,855
子会社	㈱ニューフォリア	所有 直接 100.00%	役員の兼任	業務委託 (注 1)	2,625	買掛金	－
				債権放棄 (注 2)	640,247	－	－
子会社	㈱ジャム・コミュニ ケーションズ	所有 直接 100.00%	役員の兼任	業務委託 (注 1)	19,045	未払金	2,373

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 業務委託に係る取引については、市場価格等を勘案し、大連愛都碼科技有限公司及び㈱ニューフォリア並びに㈱ジャム・コミュニケーションズより提示された金額を基礎として、毎期交渉の上、決定しております。

(注 2) ㈱ニューフォリアは2025年2月28日に清算終了しております。当社はこの清算に際し、同社に対する貸付金等640,247千円の債権放棄を行っております。過年度において、同債権については80,000千円の貸倒引当金及び432,860千円の債務保証損失引当金並びに97,373千円の関係会社事業損失引当金を個別に設定していることから、差額の30,014千円を子会社清算損として特別損失に計上しております。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(3)重要な会計方針に関する事項[収益及び費用の計上基準]に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	246円 66銭
1 株当たり当期純利益	34円 85銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度 396,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度 396,000株であります。

後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本個別注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 五 十 嵐 忠
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイドママーケティングコミュニケーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイドママーケティングコミュニケーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 五 十 嵐 忠
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイドママーケティングコミュニケーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション
監査役会

常勤監査役（社外監査役） 川 田 昭 雄 ㊞

社 外 監 査 役 木 村 正 明 ㊞

社 外 監 査 役 林 衛 ㊞

以 上